

大規模火災発生時等における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）、寒川町（以下「乙」という。）及び静岡ビル保善・シンコースポーツ共同事業体（以下「丙」という。）は、大規模な火災が発生し、又は発生するおそれがあり、緊急に避難の必要があるとき（以下「大規模火災発生時等」という。）に、乙及び丙が管理する施設を、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4の規定による指定緊急避難場所として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模火災発生時等における次の施設（以下「施設」という。）での避難者の受入れに関し、必要な事項を定める。

- (1) 施設名称 田端スポーツ公園
- (2) 所在地 寒川町田端2483番地1

（避難対象者）

第2条 避難対象者は、甲の区域に居住し、在勤し、又は在学する者及び大規模火災発生時等に甲の区域に滞在している者（以下「市民等」という。）とする。

（避難場所）

第3条 大規模火災発生時等において、市民等が避難する場所は、原則として施設のうち屋外の場所とする。ただし、火事又はこれに関連する地震等の災害（以下「災害等」という。）により施設の一部が被災しているような場合は、当該部分を除いた場所とする。

（避難の要請）

第4条 甲は、大規模火災発生時等において、乙又は丙に対し施設での市民等の受入れを文書又は口頭により要請することができる。

2 乙又は丙は、甲から市民等の受入要請があったときは、可能な限り市民等の施設内への避難に協力するものとする。ただし、施設の全部が被災している場合等やむを得ない状況により当該受入要請に応じることができない場合は、この限りではない。

3 乙又は丙は、甲からの要請がない場合であっても、市民等の生命及び身体を守るため緊急に施設内への避難を要すると判断した場合は、市民等を受入れ、甲にその旨を報告する。

4 この協定に係る連絡は、甲においては防災対策課長、乙においては町民安全課長が担当する。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。

（受入れの期間）

第5条 市民等の受入れの期間は、緊急な避難の必要性が解消されるまでとする。

(施設の使用料)

第6条 施設が避難場所として使用された場合の使用料は、無料とする。

(原状回復義務)

第7条 施設が避難場所として使用された際に生じた施設及び施設内の備品の破損、汚損及び紛失(以下「破損等」という。)については、市民等が破損等をしなければ避難が困難であり、やむを得ず破損等をしたものも含め、甲が原状の回復に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第8条 乙及び丙は、施設内に市民等が避難した際に発生した事故等に関する責任を一切負わないものとする。

(他災害からの避難)

第9条 前3条の規定は、大規模な火災以外の災害で市民等が施設に避難した場合について準用する。

(避難場所の周知)

第10条 甲は、施設が大規模火災発生時等における避難場所であることを、避難標識の設置、甲のホームページへの掲載、避難場所を記した印刷物の配布等により広く市民等に対して周知する。

(施設の廃止又は変更等の届出)

第11条 乙は、施設を廃止し、又は施設内の建築物の改築その他の事由により施設の現状に重要な変更を加えようとするときは、災害対策基本法第49条の5の規定に基づき、甲に届け出るものとする。

2 第1項の規定に基づく届出があった場合は、甲乙丙が協議し必要な措置を講ずるものとする。

(有効期限)

第12条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の3か月前までに、甲乙丙いずれからも相手方に対してこの協定を更新しない旨の書面による意思表示がない場合は、この協定の有効期限を同一の条件で更に1年延長するものとし、その後も同様とする。

(協議事項)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、

甲乙丙が誠意をもって協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を所有する。

平成 30 年 3 月 28 日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長 服部 信明



乙 神奈川県高座郡寒川町宮山165番地
寒川町
寒川町長 木村 俊雄 印



丙 静岡県静岡市葵区鷹匠二丁目23番9号
静岡ビル保善・シンコースポーツ共同事業体
代表企業 静岡ビル保善株式会社
代表取締役 山本 一衛

